

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

一般社団法人 京都社会福祉士会

②施設名等

名称	社会福祉法人盛和福祉会 児童養護施設京都大和の家
施設長氏名	西川 満
定員	60
所在地(都道府県)	京都府
所在地(市町村以下)	相楽郡精華町南稲八妻笛竹37
URL	

③実施調査日

開始日	2014/3/3
評価結果確定日	2014/8/18

④総評

○京都大和の家は、社会福祉法人 盛和福祉会が運営する児童養護施設であり、乳児院、児童家庭支援センターを併設しています。建物設備は大変充実しており、地域交流スペース、厨房等を備えた管理棟と住居であるユニットに別れており、ユニット内は家らしくしつらえられ、キッチン、リビング等家庭的な雰囲気作りに配慮されています。また、施設の周囲には必要な社会資源が揃っています。

○早期から、ユニット制(生活単位の小規模化)に取り組み、建物設備を整備されています。ユニットも年齢別から縦割りへの変更等実践からの工夫、配慮について積極的に取り組まれています。

○近年、子どもの将来を見据え、学力の必要性を強く意識する考えから、公文式学習を導入し、小中学生には職員、ボランティアによる毎日学習を実施されています。子ども達の学習への興味が持続するよう表彰等様々な取り組みを考案し、努力されていることは、子供の未来を真摯に考えて支援されての行動として評価されます。

○食事については、直営の厨房で対応しており、栄養士による栄養バランスを考えた献立に加え、嗜好に応じた食事を提供しています。地産地消や子ども向けメニューの作成等は子ども達も交え、食育に積極的に取り組んでおられます。退所時に自炊に役立つレシピを手渡す等の取り組みは、退所者にとって施設とのつながりを感じる一つとして評価できます。

○子ども主体や自立の支援に関するエピソードとして、中学生が児童会にて門限の変更を提案し、自らの主張を周囲に理解させ、認めさせることを学ぶプロセスとして、施設長に対し、自らの主張をプレゼンさせるといった取り組みがなされていました。施設の理念や養育目標の実現に向けた子どもの養育・支援への基本姿勢が伺えます。

○中長期的視点を包含した年度毎の事業計画の策定により、あえて中長期計画の策定はしていないとのことでした。複数事業の展開と法人の事業規模を鑑みると中長期的な視点でのビジョンを内外に明確に示されることが期待されます。また、事業計画の周知状況の確認や理解を促すための継続的な取り組みがないとのことでしたので、今後、取り組んでいただければと考えます。

○業務全般を通じて使用する記録様式や記録の仕組みが構築され、実施されていますが、それらの手順を示すマニュアル等の整備ができていないものが少なからずありました。また、文書や記録の定期的なレビューやその記録等の仕組みが明確ではありませんでした。職員の入れ替わり等による引き継ぎや新入職者のスムーズな適応、育成のためにも必要なマニュアルを整備することが必要と考えます。

○研修や会議等における学習の機会を、職員が共通した認識の下、養育支援するために必要な研修等が体系的には整備されていません。専門職として、共通した知識と技術習得の機会を体系的に設定されることを期待します。今年度は、新規に総合的に職務等を網羅した「職員業務マニュアル」を作成されました。今後、マニュアル研修を実施され、施設として支援の標準化による質の担保、職員に期待する姿勢の理解促進、専門職としての資質の向上等に繋がれることを期待します。

○方針、手順等に従った養育・支援の実施の確認について、記録や分析、評価する仕組みが明確にはありません。安心・安全と養育・支援の質を担保するためにも、仕組みを構築され、職員の力量把握、業務の定期的な見直しのインプット情報として活用されることを期待します。

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

今回3年ぶりに第三者評価を受け、大和の家のソフト、ハードともに見直す良い機会となったと感じています。中長期計画の策定、手順書の作成、マニュアルの整備といった具体的なご指摘は、今後の施設運営に還元し、良い評価をしていただいた箇所は、職員が業務に取り組むモチベーションとして行きたいと感じました。また「評価」だけではなく、指摘に関する具体的な改善案を頂く事が出来た事も、受診をしてのメリットだと感じました。2日間に渡る、長い時間を使って調査と評価でしたが、評価委員の方からは評価だけでなく、励ましも受けたように感じています。貴重な時間をありがとうございました。

⑥第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。	b
②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
⑤	秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○月1回のケース会議やユニット会議で状況確認し、「児童自立支援計画票」に沿って養育、支援をしています。直近のエピソードとして、中学生が児童会にて門限の変更を提案し、自らの主張を周囲に理解させるプロセスとして、施設長にプレゼンさせる等、子どもの持つ力を引き出す取り組みがなされていました。施設設備は様々な発達段階に必要な資源を用意しています。学習教室やクラブ活動のフットサル等に利用できるグラウンドも整備し、学習や運動の機会を確保する活動を実践しています。子ども達の置かれる現状と経験から、特に学力の必要性に着目し、公文式学習を取り入れ、職員やボランティアを活用して日常的に運営しています。自立支援を理念とし、ユニット化(生活単位の小規模化)とユニットの縦割り化(年齢別から変更)に早期から取り組み、生活技術の習得に配慮しています。「京都大和の家の決まりごと」(生活のルールブック)を作成し、子どもに配布の上、生活指導に活用しています。アルバイトについても、必要に応じ、個別に目的とルールを確認して、社会参加として捉えて対応しています。

○子ども会議、児童会が子ども主体で運営され、生活の規範を自ら作る仕組みがあります。

○現場職員が職務上の裁量権について、曖昧さを感じていることがあるようです。導入されたスーパーバイザー制の有効活用、職務分掌等による責任と権限の明確な提示と事例の積み上げによる基準等の文書化、共有化が必要と考えます。

(2) 食生活		第三者 評価結果
①	食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
②	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
③	子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
(3) 衣生活		
①	衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
②	子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
(4) 住生活		
①	居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
②	子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○キッチン、リビング等は家庭的な雰囲気が出るように配慮しています。職員が同じテーブルにつき、食事を摂っています。直営の厨房と栄養士による栄養バランスを考えた献立の提供に加え、嗜好に応じた食事を提供しています。ユニットでの食事作りも積極的に取り組み、子どもも材料の買い出しや食事作りに参加できるような支援をしています。また、児童会で調理実習をする等の取り組みにより、自立生活への準備機会としています。献立は、1週間毎にユニット掲示板に掲示し、地産地消にも取り組んでいます。子ども達はユニット運営費を外食等にも利用しています。

○衣服は子どもの嗜好や選択権を大切にし、年少児の買物には同行する等、個人各々への配慮の姿勢が感じられました。

○住居となるユニット内は家らしくしつらえ、ユニット毎の決まりにより、子どもと担当職員により清掃、片付けを行い、年齢に応じた生活指導がなされています。個室も整備して、受験生等に振り分けています。

○季節毎の施設内の庭や外回りの環境整備には課題があるとのことです。

(5) 健康と安全		第三者 評価結果
①	発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	b
②	医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
(6) 性に関する教育		
①	子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
○施設内に小児科嘱託医、看護師を配置し、定期健診等連携して健康管理を行っています。「感染予防マニュアル」を整備しています。		
○身体の健康について職員が共通した認識の下、養育支援するために必要な研修機会を体系的に整備していません。施設内や通学路等危険箇所の把握はしてありますが、子ども達への啓発は十分にできていません。性教育については、事後的な個別対応が中心となっています。性に関する学習機会の設定はなく、施設として共通認識を持った取り組みが今後の課題です。		

(7) 自己領域の確保		第三者 評価結果
①	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
②	成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活		

①	日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している	b
②	主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	a
③	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○成長の記録は担当(ユニット)職員が管理しています。折に触れて、振り返る機会に活用し、退所時には手渡しています。

○学年別の子ども会、ユニット別の子ども会や児童会等にて、年間プログラム(行事等)について子ども達からの意見を反映し、計画、実施に子ども達が主体的に係れるよう支援しています。

○複数のクラブ活動、グラウンドや学習室の施設設備、精華町の地域資源の活用を促し、必要な支援をしています。

○金銭管理は「こづかい帳」の使用、買い物トレーニングを実施し、発達段階に応じた支援をしています。

○シャンプー等の一部は共有物であり、今後の検討課題となっています。

○成長の記録については、整理方法が担当(ユニット)間でばらつきがあり、標準的な手順の共有等が課題です。

(9) 学習・進学支援、進路支援等		第三者 評価結果
①	学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
②	「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
③	職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○受験生には、優先的に個室を提供する等の配慮を行い、学習の場の確保のため、施設設備を貸し出す等の対応をしています。また、個別に塾の利用や学習ボランティアを導入しています。近年、学力の必要性を強く意識する考えから、公文式学習を導入し、小中学生には職員、ボランティアによる学習を毎日実施しています。

○進路については、学校からの進路調査にあわせて子どもとの面談機会を設け、進路の確認を行っています。現在、通信制高校に通っている子どもや20歳まで措置延長で対応している子どもも在籍しており、柔軟な対応をしています。

○職場実習や職場体験等の支援の経験はありません。

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応	第三者 評価結果
-----------------------	-------------

①	子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	b
②	施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
③	虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a

(11) 心理的ケア

①	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
---	-------------------------------	---

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○児童相談所や学校等の関係機関と連携し、問題解決を図っています。施設内においては、課会議(児童養護施設全体)やユニット会議で情報収集・共有をし、対応しています。保護者とのトラブルについては、児童相談所と連携しながら、施設設備も活用して児童の心身の安全確保を図っています。職員には「緊急時に対応について」を配布し、毎年、対応手順の周知を図っています。

○心理的ケアについては、心理士を配置し、毎日、セラピー、カウンセリングを実施しています。ケース会議には、心理士も参加してスーパーバイズをしています。また、心理セラピーについての状況把握するため、心理会議を毎月実施しています。

○子どもの問題行動等に対する標準的な教育・研修の機会が整備されていません。専門職として、共通した知識と技術習得の機会を設定する必要があります。

(12) 養育の継続性とアフターケア

第三者
評価結果

①	措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	a
②	家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
③	できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
④	子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○乳児院からの移行プランを策定して個別に対応しています。他施設からの措置変更は移行前施設等と事前協議する仕組みがあります。

○家庭復帰に当たっては、引き継ぎ文書「大和の家退所児童票」により情報提供し、退所後の状況確認、相談対応等アフターケアに努めています。

○措置延長については、必要に応じて柔軟に対応しています。現在、措置延長により、社会人2名が在籍しています。

○退所後のアフターケアについては、退所時にいつでも相談にのる旨を伝えていますが、ケースによっては、定期的に現況確認しています。また、施設行事は退所児童へも案内する等の取り組みを実施しています。

○措置変更等については、引き継ぎ文書はありますが、手順に関するマニュアルは作成されていません。また、退所後のアフターケアについて、担当職員に依るところが大きく、施設としての仕組みが明確に整備されていません。施設として統一した対応のため、手順の標準化が必要と考えます。

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり	第三者 評価結果
① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	a
② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	b
(2) 家族に対する支援	
① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○随時、施設から生活の様子を電話等で連絡しています。学校行事予定等の連絡は郵送し、参加も促しています。併設の児童家庭支援センターが、要保護児童地域対策協議会の実務者会議、ケース会議に参加して情報収集等を行っています。</p> <p>○「外出・外泊・帰省願」による事前許可の仕組みがあり、児童相談所と連携してケース毎に協議の上、決定しています。また、サポートルーム(親子が過ごせる宿泊施設)を利用して、関係づくりを援助しています。</p> <p>○家族支援等の対応や関係づくりに取り組んでいますが、家庭訪問は児童相談所が主体となっており、積極的とは言えず、今後のあり方や取り組みが課題となっています。</p>	

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定	第三者 評価結果
① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b

③	自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
---	--	---

(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録

①	子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	a
②	子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
③	子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○担当職員制をとり、ケース会議、ユニット会議を通じ、生活状況を把握し、課題を明確にしています。児童相談所の援助指針に基づいて、「自立支援計画票」を作成しています。また、月1回、児童相談所へ文書による現況報告を行っています。「自立支援計画票」は回覧等により周知しています。

○個人別のケース記録に養育・支援の実施状況を記録し、関連する様々な職種の職員が閲覧できるようにしています。今年度、内部研修“記録を活かす”において、記録をテーマに取り上げ、研鑽しました。ケース記録の管理者は主任とし、「職員業務マニュアル」(書類に関すること)に記録の管理について規定しています。本年度より、児童相談所の協力を得ながら、計画の評価、定期的見直しに取り組んでいます。

○アセスメントの見直しやモニタリング、計画変更等の明確な仕組みがありません。また、年齢に応じた子どもへの説明と同意について、今後必要かどうかを含めた検討が必要です。

○記録の開示について手順に関する規程がありません。個人情報の保護と併せて、情報開示についての手続きも明確に定め、利用者等に提示されることをお勧めします。

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

第三者
評価結果

①	子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	a
②	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
③	子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
④	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	b
⑤	子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a

(2) 子どもの意向への配慮

①	子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b
②	職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○年度初めの課会議にて、「施設内虐待防止ガイドライン」、加盟している全国児童養護施設協議会の「倫理綱領」等、子どもの権利擁護に関する文書の読み合わせ、確認をしています。子どもには、権利ノートを配布し、子どもの権利について相互理解に努めています。

○出生や生い立ちについては、ユニット会議、ケース会議で検討し、必要な情報を児童相談所と連携の上、子どもに知らせています。

○「職員業務マニュアル」を作成し、プライバシー保護を規定しています。

○施設で宗教的な行事は実施しておらず、個人の思想や信仰の自由を保障することを職員にも周知しています。

○児童会等にて意向調査を実施しています。また、“あのねポスト”を設置する等、子どもの意向を把握できるよう工夫しています。

○保護者とは、保護者会や定期的な個別面接の機会はありませんが、随時対応しています。

○新規「職員業務マニュアル」を作成後、未だプログラム化された研修は実施されていません。今後、マニュアルをよりブラッシュアップし、既存職員や新入職員研修等にてマニュアル研修を実施し、施設として標準化された支援の質の担保と、職員に期待する姿勢の理解促進、専門職としての資質の向上に繋がれることを期待します。

(3) 入所時の説明等		第三者 評価結果
①	子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	b
②	入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
③	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
(4) 権利についての説明		
①	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境		
①	子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
②	苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
③	子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b
(6) 被措置児童等虐待対応		

①	いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
②	子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
③	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b

(7) 他者の尊重

①	様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
---	---	---

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○養育・支援の方法について、パンフレット等を用いて説明しています。「京都大和の家の決まりごと」、「大和の家から____(→個人名が入ります)への約束」を作成し、子どもに理解しやすいよう説明しています。

○「インテーク聞き取りシート」に基づいて、入所初期には、担当職員が集中して係わるよう配慮しています。

○年度初めの課会議にて子どもの権利についての研修を実施し、子どもに正しく伝わるよう努力しています。

○担当職員や相談相手については、「大和の家から____への約束」に明記しています。場所は宿直室、管理棟等の設備を使用し、状況に応じた対応をしています。

○「苦情解決に係る規程」により、第三者委員の設置等の苦情解決体制を整備し、施設外の受付け機関の連絡先も明記しています。“あのねポスト”を管理棟に設置し、子どもからの苦情や意見を収集する仕組みがあります。受付後は、「あのねシート受付票」に分析、対応の記録を記載しています。

○体罰、虐待等の不適切なケア事例が発生した場合、会議において周知を図るとともに、事例検討や現状のチェックを実施するようにしています。体罰や虐待が発生した場合、職員に対して「就業規則」(制裁)にて対応します。「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に沿って、年度初めに課会議で読み合わせの上、予防、防止対策を徹底しています。平成25年度は、「話し方、聞き方」と題した関わりをテーマとした研修へ参加し、伝達研修を実施しました。

○老人ホーム等との交流機会やクラブ活動のフットサルでの他チームとの練習試合やチームプレイの経験を通じて、他者理解の心を育てています。

○子どもの権利について、定期的な説明や学びの機会はありません。年間プログラムに人権教育等の機会として取り入れられることを期待します。

○日常の相談相手やその他の相談相手(機関等)については、子どもや保護者にわかり易いような掲示等の配慮を行って下さい。

○苦情の公表についての仕組みがありません。

5 事故防止と安全対策

		第三者 評価結果
①	事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	a
②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	a

③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b
--	---

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

- 月1回、看護部会議にて医療、感染症対策について検討する体制があります。災害に関しては、広報防火委員会を月1回開催し、安全や有事の対策を検討しています。火災については、「京都大和の家消防計画」を策定し、月1回、避難訓練(昼間・夜間/火災・地震)を実施しています。「感染予防マニュアル」、「緊急時対応マニュアル」は年1回、課会議にてレビューを実施しています。
- 子どもの施設外の行動について、安全を確保するため、「京都大和の家の決まりごと(ルール)」に決まり事を明示して、子ども達と約束しています。
- 安全管理・事故防止についての研修がプログラム化されていません。

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携	第三者 評価結果
① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	a
② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a
③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a
(2) 地域との交流	
① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	b
② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b
(3) 地域支援	
① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	a
② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○地域の関係する社会資源リストを職員に配布し、事務所にも配備して必要時に利用できるようにしています。定期及び随時のケース会議には児童相談所が参加しています。要保護児童対策協議会等にも参画し、連携の機会を確保の上、事例検討を行っています。学校行事には施設(職員)も積極的に参加する姿勢であり、小学校とは2ヵ月毎に連絡会を開催して、密接に連携する体制があります。

○地域との交流については、子ども会や自治会の役員を引き受け、地域行事に子どもたちが参加しやすい環境を整えています。

○併設の児童家庭支援センター、家庭こころの相談室で相談支援を行い、施設の持つ専門的機能を還元しています。年間を通して、多数の民生児童員会等の施設見学を受け入れ、児童養護施設等の理解促進を図っています。

○ボランティアの受け入れに当たっては、担当者が配置し、「ボランティアエントリーシート」、「ボランティア活動にあたって」等の必要書類を整備の上、受け入れの仕組みが構築しています。また、年1回、ボランティア交流会を実施され、活動後の繋がりを大切にしています。

○地域の福祉ニーズについては、民生児童委員との連携や町の要保護児童対策協議会等の関連団体において、把握に努めています。併設の児童家庭支援センターにおいても、相談事業等通じ、地域ニーズの把握・分析を行っています。地域の相談ケースから、修学後の支援に力を入れる必要を感じ、発達相談に対応するためのアセスメントにおける共通ツールを導入する等の取り組み実績があります。

○地域の社会資源の把握についてはリスト等を配備しているものの、職員への周知は十分でない部分があります。職員への更なる周知を促進するため、新任職員研修等を早い段階で周知、共有することが望まれます。

○小学校とは、定期的な連絡会の開催ができていますが、幼稚園や中学校、高校等とはできていません。個別での対応で必要な連携が取れていることは確認できましたが、学校等との連絡会等は必要と考えます。

7 職員の資質向上

		第三者 評価結果
①	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
②	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b
④	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○教育・研修に関する基本姿勢は基本方針の中から読み取ることができます。年度初めに職員に「アンケート」を実施し、研修等の希望を把握し、研修計画に反映させる仕組みがあります。職員は「出張・業務上外出・派遣研修伺書」を提出し、研修後2週間以内に「研修報告書」を提出します。フィードバックの際には「3ヵ月後の成果目標」を立て、各課会議やリーダー会議にて、伝達研修を実施しています。

○教育・研修に関して、明確な個別の研修計画書は作成していません。また、内部研修の計画も作成していません。職員の資質向上に関する基本姿勢を別途明示し、委員会等の教育・研修に係る担当部署を設置する等、組織の理念の具現化、職員一人一人のキャリアコースの設定等計画的な教育体制の構築を期待します。

8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知		第三者 評価結果
①	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
②	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
③	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
④	運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定		
①	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
②	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	b
③	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	a
④	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
⑤	事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○基本理念、養育目標、指導・運営方針はパンフレット、年度毎の事業計画等に明記しています。入所前や入所時にパンフレットを配布の上、理解しやすいよう説明しています。また、基本理念は事務所に掲示しています。「新任職員研修」において、施設長等が研修を実施し職員に周知しています。年始めの職員会議では専務理事より年頭訓示があり、年度初めの職員会議では事業計画の確認を実施しています。職員昼礼において、母体である京セラの「京セラフィロソフィー」を輪読し、感想を述べています。現在、大和の家に特化した「大和フィロソフィー」策定作業が進められています。</p> <p>○中長期的視点を包含した年度毎の事業計画を策定しており、中長期計画の策定はしていません。明確な事業計画の周知状況の確認や理解を促すための継続的な取組みはありません。</p> <p>○入所に当たって、施設の重要な情報(養育目標や指導・運営方針)等については、児童相談所と連携の上、事前に情報を提供することが求められます。</p>		

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者 評価結果
① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	b
② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	a
③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	a
④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	a
(4) 経営状況の把握	
① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	a
② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	a
③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○施設長は加盟している近養協、府児連協等の関連事業者団体において情報を収集し、研修会にも参加しています。必要な情報は職員会議にて、組織内部に周知を図っています。年度初めの職員会議においては「施設内虐待防止ガイドライン」を読み合わせを行うようにしています。</p> <p>○施設運営をとりまく環境については、精華町要保護児童対策協議会にて地域の現状把握に努めています。責任者会議を定期的実施し、運営状況を分析、課題把握しています。把握された課題は課会議等の現場職員参画の会議にて改善対策を検討しています。</p> <p>○会計士による監査による経営指導を受ける仕組みがあります。</p> <p>○各役職の責任と権限等職務基準の職員への周知・理解への更なる努力を期待します。</p>	

(5) 人事管理の体制整備	第三者 評価結果
① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	b
③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	a

(6) 実習生の受入れ

①	実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	b
---	---	---

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

- ユニットケア制の導入により、法定より手厚い人員配置となっています。
- 人事考課は「考課表」に基づき実施し、公正で客観的な評価となるよう取り組んでいます。就業状況は統括施設長代理や副施設長が定期的に把握・分析しています。また、職員の就業に関する意向は、年1回の施設長との面接や、「人事異動調査書」等による把握の仕組みがあります。
- 福利厚生は京都府民間社会福祉施設共済会の加入、法人負担での職員旅行や忘年会等を実施しています。健康維持のための取り組みとして、心理士によるコンサルテーションを受けることができます。また、日々の悩み等の相談相手として、スーパーバイザー制を導入しています。
- 実習生受け入れに当たっては、受入前に課会議等で副施設長から方針・意義を説明し、内部の受け入れ準備を整えています。
- 人事考課に当たって、職員に対する考課基準と意義の説明、周知について十分ではありません。具体的な仕組み作りが必要です。

(7) 標準的な実施方法の確立

第三者
評価結果

①	養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	a
②	標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b

(8) 評価と改善の取組

①	施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	b
②	評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

- 「職員業務マニュアル」を配布し、新任職員研修で確認、周知を図っています。実施の確認は主任が業務の中でチェックし、適宜、必要な指導を行っています。標準的な実施方法は、子ども会議(ユニット内)、児童会(小学・中学・高校)で利用者の意見を集約し、変更、改善に繋げる仕組みがあります。第三者評価を3年に1度、継続的に受診し、定期的に外部からの評価を受けています。
- 標準的な養育・支援の実施の確認について、記録や分析・評価する仕組みが十分ではありません。養育・支援の質を担保するためにも、整備することが求められます。
- サービス全般に渡る自己評価の仕組みや評価から把握した課題に対する改善実施計画はありません。自己評価と改善実施計画の仕組みを作ること期待します。